令和8年11月2日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆7638425

週刊 税のしるべ

第3720号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ ２０２６年

主な記事

建物の課税仕入れの支払対価額巡り地裁判決……２面
秋の褒章で税務関係17人が受章……２面
大胆な投資促進税制Q＆A公表……３面
幹部に聞く・山下徹収部長……４面

7事務年度法人税の申告事績

申告税額21兆9962億円で過去最高

すべての業種で申告所得金額が増加

国税庁は10月30日、令和7事務年度法人税の申告（課税）事績（令和7年4月1日から8年3月31日までに終了した事業年度に係る申告で、8年7月31日までに申告があったもの）の概要をまとめた。法人税の申告件数は、前年度比1・5％増の326万7000件で過去最多だった。その申告所得金額は前年より16兆5619億円増加（前年度比16・2％増）の118兆9000億円、申告税額は前年より3兆2823億円増加（同17・5％増）の21兆9962億円と、いずれも6年連続で増加し、前年度の過去最高を更新した。また、対前年の増加額も過去最高を更新している。

申告所得金額、申告税額ともに過去最高となった要因は、すべての業種で申告所得金額が増加したため。

業種別の申告状況を見ると、最も増加所得金額が大きかったのは、「その他の業」（不動産業、銀行・信託業、農林業、漁業・水産業の第一次産業など）で前年度より6兆4123億円増加（同26・0％増）し、特に、銀行・信託業や不動産業が増加。銀行・信託業は3兆1849億円増、不動産業は1兆183億円増だった。

続いて、「製造業（食料品製造業、衣服・その他の繊維品製造業、金属製品製造業）」が4兆3964億円の増加（同15・1％増）、「建設業」が1兆6596億円（同21・5％増）増加の順となっている。一方、最も増加所得金額が小さかったのは、「料理・旅館・飲食店業」で1339億円（同10・1％増）だった。

次に、黒字申告割合を見ると、同0・8ポイント増の37・3％で、所管別にみると、調査部所管法人は同0・6ポイント増の66・8％、署所管法人は同0・8ポイント増の37・0％だった。また、繰越欠損金控除前の黒字申告割合は同1・1ポイント増の57・5％で、所管別にみると、調査部所管法人は同0・4ポイント増の71・3％、署所管法人は同1・0ポイント増の57・3％となっている。

次に、7事務年度の源泉所得税等の課税事績（7年7月1日から8年6月30日まで）を見ると、税額は前年より3兆4870億円増加（同17・1％増）の23兆8314億円で、税額および増加額ともに過去最高を更新した。

給与所得の税額は、賃上げと雇用の拡大のほか、前年の定額減税の影響がはく落したことにより前年度より1兆8863億円増加（同15・3％増）の14兆2558億円と増加した。また、好調な企業の業績による増配などを背景に配当所得の税額は、前年度より8471億円増加（同26・1％増）の4兆974億円、株価の上昇基調により、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は、2390億円増加（同16・8％増）の1兆6641億円と大幅に増加している。

このほか、利子所得等も、金利引上げに伴う銀行預金の利子の増加と国債や社債の利回りの上昇などにより前年度より3224億円増加（同60・1％増）の8590億円と大きく増加した。

次号の予告

11月9日号では、令和8年秋の叙勲における税務関係の受章者を掲載する予定です。

法人に「実質的支配者」報告義務付けへ

BO新法案 マネロン対策強化で国会提出

政府は10月23日、法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法案とその関連法案を閣議決定し、国会に提出した。上場企業等を除くすべての内国法人を対象に、法人の実質的支配者に係る情報の把握、法務局への届出を義務付け、公簿を整備する。法人格の悪用を防止することが目的。同時に、信託の悪用防止のため、受託者に信託関係当事者の情報の作成・保存を求める仕組みも整備する。法律の公布日から1年6カ月以内の施行を予定している。

近年、実体のない法人を悪用したマネーロンダリング等の事例が多数明らかになり、法人の実質的支配者（Beneficial Owners hip、BO）の把握が必要との問題意識が国際的に増大している。

マネロン対策の国際基準策定・履行を担う多国間枠組みであるFATFが悪用を防止する制度の整備・実施を求めているが、G7の中でBO情報の提出を義務付ける制度がないのは日本のみで対応が急務だった。

創設予定の制度は上場企業等を除く、すべての内国法人を対象とし、外国法人についても、①国内で継続的に取引を行っている、②国内に事務所を設定している、③国内の不動産を所有している――場合は対象とする。

対象法人は、BO情報（氏名、住所、生年月日、国籍等）を把握し、原則として設立時に法務局に届け出るとともに、変更時にもその旨を届け出なければならない。9月24日に開催された同制度に係る有識者会議に提出された資料によると、既存法人は新法施行日から一定の期日内に届け出るとしている。BOの定義は資本多数決法人の場合、総議決権の25％超を直接または間接に有する自然人等となっている。

届出期限を経過した日から3年間届出をしないときに登記閉鎖の措置を講じるほか、届出義務違反には罰則を設ける。

また、信託については、重要かつ正当な目的で設定されることが多いが、一部でマネロン対策等を回避する目的で悪用されているとの指摘がある。このため、信託関係当事者（委託者、受託者、受益者等）の情報を受託者が把握し、正確かつ最新の情報の作成・保存を義務付ける。その上で、行政機関は法令で定める事務の遂行上必要な場合、受託者に信託関係当事者の情報の提示を求めることができるとしている。

サイバー対策で相談窓口を設置

経産省が中小企業向けに

経済産業省は10月27日、わが国の企業などに対する相次ぐサイバー攻撃によって大規模な情報漏えい被害等が多数生じていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者向けの「サイバーセキュリティ特別相談窓口」を設置するとともに、プッシュ型の情報提供を開始すると公表した。

各都道府県に設置されている「よろず支援拠点」と、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「IT経営サポートセンター」に、無料の「サイバーセキュリティ特別相談窓口」を同日付で設置し、中小企業からの相談を受け付け、プッシュ型で情報提供していくこととしている。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない
電子版独自の記事や速報ニュース、
電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

日税研究賞 第50回
―論文・著書募集―
共催：日本税理士会連合会／公益財団法人日本税務研究センター

2027年2月1日―3月31日（当日必着）
論文等の範囲：租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関するもの（テーマは自由）。
選考：学識経験者で構成する選考委員会において、論理性、実証性、独創性を基準に選考を行います。
表彰：2027年7月の日本税理士会連合会定期総会にて行います。
賞金：入選10万円～最優秀150万円
応募要領：下記Webサイトにてご確認ください。
日税研究賞 検索
https://www.jtri.or.jp/award/application/
選考委員長：中里実（東京大学名誉教授）・神野直彦（東京大学名誉教授）・田中治（大阪府立大学名誉教授）
お問い合わせ先
公益財団法人日本税務研究センター「日税研究賞」係
〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館1階 TEL:03-5435-0912

鑑定評価額建物比率で算定が合理的

建物の課税仕入れに係る支払対価の額巡り地裁判決

個別の要因等が反映されない
固定資産税評価額建物比率では

消費税の課税事業者で不動産賃貸業を営む納税者が売買契約上、内訳金額を合意せずに一括取得した土地と建物について、固定資産税評価額の価額比をもとに算定した建物の価額を課税仕入れに係る対価の額として消費税等の確定申告をした。これに対し、課税庁が鑑定評価額の価額比をもとにした額によるべきとして更正処分等をしたことから納税者が処分の取消しを求めていた事案で、東京地裁（篠田賢治裁判長）は10月14日、本件では鑑定評価額に基づく価額比を用いて算定するのが合理的であると判断した（詳細を電子版に掲載しております）。

納税者は本人と子で立ち、参考にするため、全株式を保有するX社から令和3年2月22日、神奈川県内の土地と同土地上の3棟の建物（あわせて本件物件）を消費税等相当額込み17億円で購入した。

その際、売買契約書に土地と各建物の価額の内訳は記載されていなかった。

X社は売買契約に先立ち、参考にするため、不動産鑑定士に本件物件の鑑定評価を依頼。鑑定士は鑑定評価額を17億9000万円とする鑑定書を作成した。本件鑑定書には、付記事項として本件鑑定評価額は本件物件の価額であり、一体不可分であるとしつつ、仮に積算価格の土地および建物の価格比により土地と建物にそれぞれ按分すれば、土地の割合が68・9％、各建物の割合が31・1％になる旨が記載されていた（この比率を鑑定評価額建物比率という）。

なお、2年度の本件物件の土地と各建物の固定資産税評価額の割合は土地が49・3％、各建物が50・7％だったところ、納税者は本件物件の譲受対価17億円に本件物件の固定資産税評価額に占める各建物の固定資産税評価額の比率（固定資産税評価額建物比率）を乗じて、各建物につき課税仕入れに係る支払対価の額を算定し、消費税等の確定申告書を提出した。

他方、課税庁は各建物について、①テナントである銀行が撤退することになり、原状回復を求めて訴訟中である、②本件物件は銀行仕様のため借り手がつかず、原状回復に4億円ほどかかる見込みであるといった特殊事情が固定資産税評価額建物比率には反映されていないが、鑑定評価額は特殊事情を考慮し、合理的な方法で算定されているので、固定資産税評価額建物比率ではなく鑑定評価額建物比率を用いるべきとして更正処分等を行ったため、争いとなった。

争点は各建物の課税仕入れに係る支払対価の額はいくらになるか。

納税者は固定資産税評価額建物比率を用いて、土地と各建物の各価額を按分する方法は実務上多くの場面で採用されている合理的なもので処分は違法だとした。

これに対し、地裁は一括購入代金を、固定資産税評価額をもとに按分する方法が一般的には合理的としつつ、本件では、(1)適切に反映されない価格に影響し得る個別の要因等がある、(2)本件鑑定評価は個別の要因等を適切に考慮した適正な鑑定が行われている、(3)本件鑑定評価額建物比率と本件固定資産税評価額建物比率とが大きく乖離していることなどを理由に、鑑定評価額を用いて物件価格を按分する方法を用いる方が基本的に合理的だと判断。

ただ、処分の課税仕入れに係る支払対価の額の計算には誤りがあるとして、処分の一部を取り消した。

八面鏡

企業が、将来の成長性や収益力などを担保に金融機関から融資を受けられる「企業価値担保権」が、今年5月に施行された。企業の評価を、不動産等の有形資産中心から「企業価値」重視へ転換する象徴的な制度と言える★一方、現在、議論の渦中にある非上場株式の評価だが、昭和から平成にかけては、事業承継税制が十分に整備されておらず、過大な税負担を緩和する必要性から、評価通達において会社規模区分の設定や類似業種比準方式の採用など実務上の配慮が行われてきた。法人版事業承継税制の原型ができたのは、17年前の平成21年だ★税法上は「時価」が原則の非上場株式評価で、企業の成長支援と税負担のバランスをどのように図るか。事業承継を行う企業に大きな影響を及ぼすため、幅広い国民の理解と合意形成が必要だろう。（A）

税務関係は17人が受章
8年　秋の褒章を発表

政府はきょう2日、秋の褒章を発表した。税務関係の受章者は17人だった。受章者は次の通り（敬称略）。

≪税理士≫

黄綬褒章　藤本幸三（66）税理士、大阪府東大阪市▽松本信幸（68）税理士、長崎市

藍綬褒章　稲岡政弘（72）元南九州税理士会熊本県連合会会長、熊本市▽川本泰清（71）元中国税理士会広島県西部支部連合会会長、広島市▽河内泉（71）四国税理士会愛媛県支部連合会会長、松山市▽鈴木武雄（71）元東北税理士会福島県支部連合会会長、福島市▽近重勉（63）中国税理士会島根県支部連合会会長、島根県浜田市▽長沼早苗（64）関東信越税理士会茨城県支部連合会会長、茨城県土浦市

≪酒類業≫

黄綬褒章　池田亨（68）和蔵酒造㈱取締役会長、千葉県富津市▽江夏順行（80）霧島酒造㈱代表取締役会長、宮崎県都城市▽田中宏幸（66）㈲田中酒造場代表取締役、岡山県美作市▽山田敦（65）玉泉堂酒造㈱代表取締役社長、岐阜県大垣市▽青木昇次（79）柳嶋屋代表、神奈川県中郡▽崎浜秀一（67）㈱崎浜商店代表取締役社長、沖縄県名護市

藍綬褒章　島田嘉紀（61）栃木県酒造組合会長、栃木県佐野市▽矢野善紀（77）元佐賀県卸酒販組合理事長、山口県鹿島市▽山口哲行（68）東北卸売酒販組合理事長、福島県郡山市

個人の開業関係届出が一括提出可に
e-Tax　9年1月から

国税庁は10月20日、令和9年1月以降にe-Taxにおいて提供予定の新機能等を公表した。①個人事業者等の開業関係届出等を一括提出（9年1月から）、②法人のe-TaxでGビズIDによるログインに対応（9年9月から）、③添付書類等のイメージデータ提出の拡充（10年1月から）となっている。

①では、個人事業者の開業時に提出する各種届出書について、一括提出を可能とするとともに、廃業届出書や青色申告の取りやめ届出書等に代えて、青色申告決算書と収支内訳書等に届出事項を入力することにより、提出できるようにする。

なお、一括提出ができる統合様式により提出が可能となる届出等は、開業の届出、青色申告承認申請、青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）、給与支払事務所等の開設の届出、源泉所得税の納期の特例の承認申請となっている。

④では、添付書類等をイメージデータにより提出する場合のファイル形式について、PDF形式に加えてJPEG（JPG）形式での提出を可能とするほか、送信可能なデータ容量を1送信当たり最大100メガバイト程度に拡大する。

一般財団法人 大蔵財務協会　●信頼いただける財協の税務関係図書●　〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

令和9年版
消費税の実務と申告
―インボイス制度における法人・個人の申告書を正しく作成―
和氣光 編著　北林隆明・齋藤文雄・佐藤明弘・宮川博行・上竹良彦 著
●飲食料品消費税率の1％への引下げについては、経過的取り扱いや各種特例を含めて巻頭で解説。インボイス制度に関する経過措置について、課税期間の途中で控除割合が変わる免税事業者からの課税仕入れに係る税額計算にも対応。令和8年度改正について、個人事業者に限って移行する3割特例、国境を越えた電子商取引、暗号資産に関する課税関係の見直しなどを収録。様式については、AI-OCR化に対応した申告書、届出書により解説。
▼B5判・900頁・定価4620円（税込）

令和8年版
図解　組織再編税制
中村慈美 著
●組織再編税制は、資産等の移転に際して譲渡損益の計上を繰り延べる適格組織再編成と非適格組織再編成とに分かれ、その有利、不利は当事者・関係者の置かれている立場で判断することが重要となる。本書は、難解な組織再編税制を図表・チャートを交えて実務的取扱いを含めて解説。組織再編成を検討中の法人企業やオーナーに有効活用して頂ける1冊。
▼B5判・580頁・定価3630円（税込）

路線価ができるまで
―評価通達と不動産鑑定評価における時価の考察―
関原敦雄 著
●路線価に基づいて行われた土地の評価について、課税標準を算定する際に、財産評価基本通達で算定した時価によるべきか不動産鑑定評価の時価によるべきかについては、判断に窮することが多い。本書は、不動産鑑定評価とはどのようなもので評価通達との異同はどこにあるのか、路線価はその不動産鑑定評価をどう活用して作成されているのかを検討することで土地評価への理解を深める、これまでになかった解説書。
▼A5判・250頁・定価2640円（税込）

相続税申告やってはいけないミスリード10選
山本和義 著
●相続税の税務調査の現状や調査対象となりにくい申告書を作成するためのポイント、さらに申告漏れを防止するための公的機関等への照会方法について解説。そのうえで、相続税申告において陥りがちな「やってはいけないミスリード10選」について、具体的な事例を交えながら詳しく解説。
▼A5判・290頁・定価3080円（税込）

これから始める方のための やさしい消費税　軽減税率制度とインボイス制度のポイント解説
迫本淳一 監修／藤井誠 著
●消費税の税額計算や軽減税率、インボイス制度の実務をポイント形式で簡潔に整理した解説書。軽減税率の適用区分表や具体例を交えた解説に加え、令和8年度税制改正を踏まえた経過措置の取扱い、さらには「給付付き税額控除」の解説まで幅広く網羅。消費税導入直後から旧大蔵省主税局で担当した藤井誠氏の執筆による、間税会会員や事業者が複雑な実務を正しく処理するための必携書。
▼B5判・80頁・定価1320円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オフィシャルサイト

大胆な投資促進税制のQ&Aを公表

経産省　投資計画や税制措置など全76問

経済産業省はこのほど、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）のQ&Aとチェックシートを公表した。Q&Aは全76問で、①対象者、②設備、③取得価額、④業種、⑤投資計画、⑥意思決定、⑦事後照合、⑧税制措置、⑨申請手続、⑩フォローアップの項目ごとに説明をしている。今週号では、Q&Aや申請要領から主な留意点を紹介する。

同制度は、青色申告書を提出する法人・個人が、令和11年3月31日までに設備に係る経済産業大臣の確認を受け、当該確認を受けた日から5年を経過する日までの間に、当該確認を受けた対象設備を新たに取得等をし、事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の最大7%の税額控除の適用を受けることができるもの。

投資計画の策定単位については、事業の将来における高い生産性の確保に向けて必要不可欠な設備の導入に係るものであって、投資利益率を算定する際に、その生じる効果を正確に算出することが可能な単位となる。そのため、効果を正確に算出できる単位として、工場単位や店舗単位等が想定されるが、必ずしも地理的に離れているからといって別の投資計画となる訳ではなく、複数箇所への投資に加えて、何らか共通の投資を行うことで、相乗効果がその投資の効果として現れる場合などは、一つの投資計画としてみるのが適切と考えられるとしている。

投資計画の変更については、変更の内容に応じて、その中核的な内容に変更がない場合は、変更申請の必要はないとしている（事後照合時も同様）。具体的には、投資計画の目的・内容、設備の種類・用途といった中核的な内容に変更がない場合であって、投資下限額・投資利益率の水準が法定要件を下回らない限り、投資計画が同一のものとして扱うとした。他方で、目的等の内容に変更が生じた場合は、計画の同一性を欠いたものとして、変更や取消の対象となるため、投資計画の変更確認申請を行う必要があるとしている。

業務独占規制とAIサービス 関係性の明確化を

AI等改革推進会議　年内に中間整理へ

政府は10月22日、第1回AI・デジタル改革推進会議を開催した。同会議では、AIの急速な発達を踏まえ、社会全体のAX・DXを強力に推進していくため、経済社会の規制・制度及び運用ルールの見直しやAI・デジタル基盤のあり方などを検討する。同日の会議で示された論点案では、士業などの業務独占規制とAIを活用した業務支援サービスとの関係性について、府省庁横断的に整理・明確化を進めるべきとした。同会議は、年内に中間整理を取りまとめるとしている。

AIを前提とした規制・制度の整備では、検討の方向性として、例えば、「人」による行為・業務を前提とした、いわゆる「業務独占規制」（士業など）とAIサービスの関係性について、法務省が8月に公表したガイドライン「ビジネス分野におけるAI等法務業務支援サービス提供と弁護士法第72条の関係について」も参考に、府省庁横断的に整理・明確化を進めるべきではないかとした。また、人の行為と比して、AI活用の効用性が高い分野について、これを阻害する規制の見直しを進めるべきではないかとした。

同ガイドラインは、AIリーガルテックを用いた新たな業務支援サービスと弁護士法第72条（いわゆる非弁行為規制）との関係について、考え方などを整理したもの。中司宏内閣府特命担当大臣（規制改革）の提出資料では、弁護士法と同様に、AIを活用した業務支援サービスと業務独占資格を規定した法令との関係性の整理がされていないなどの課題を抱えている他の士業があるのではないかとしている。

税理士の登録等手数料

登録等手数料	現行手数料	新手数料
登録	50,000円	70,000円
税理士証票の定期交換	2,500円	5,500円
登録事項の変更	2,500円	3,000円
税理士証票記載事項の変更による書替	2,500円	3,000円
税理士証票亡失による再交付	6,000円	6,500円
税理士証票損壊又は業務再開による再交付	2,500円	6,500円
証明	1,200円	3,000円

税理士法人の登載等手数料

登載等手数料	現行手数料	新手数料
設立	10,000円	12,000円
従たる事務所の設置	10,000円	12,000円
登載事項の変更	2,500円	10,000円
証明	1,200円	3,000円

8年分年調ソフトに不具合

11月中旬頃に再リリース

国税庁は10月22日、令和8年分年調ソフトにおいて、所得金額調整控除額について正しい金額が算定されない場合やAndroid端末での書面出力における不具合を確認したと発表した。対応方針としては、これらの挙動を修正の上、8年11月中旬頃に再リリースを予定となっている。

①「生命保険料控除証明書の入力」画面等の挙動として、扶養親族等の年齢が23歳未満であることなどの一定の発生条件を満たすと、「扶養控除等(異動)申告書」画面で「扶養親族の合計所得金額」を入力することができず、当該扶養親族の「令和8年分の所得の見積額」が年調ソフトの仕様上、0円として設定される。それに伴い、生命保険料控除の扶養親族の判定のほか、所得金額調整控除額について正しい金額が算定されないとしている。

②Android端末における年調ソフトでは、入力・作成した控除申告書について「書面出力」を選択した後、順次、画面遷移していくと、画面がブラックアウトし、作成した控除申告書データ（PDF）を閲覧することができないとしている。なお、この不具合については、控除申告書の「出力形式の選択」において、「電子データで出力する」を選択することなどで、PDFデータを閲覧する暫定対応も示されている。

税理士の登録等手数料を増額改定

9年4月以後の収納から適用

日本税理士会連合会（太田直樹会長）はこのほど、税理士の登録等手数料、税理士法人の登載等手数料を改定すると公表した。

登録等手数料は平成4年7月以来、登載等手数料は同13年10月以来据え置かれてきたが、物価高騰・登録事務の拡大等に伴い、各手数料を適正額に増額改定することが令和8年4月23日の日税連臨時総会において決定された。

新手数料は9年4月1日以後収納に係るものから適用される。

新手数料は表のとおり。

中小企業支援の事例集を作成　日税連

日本税理士会連合会（太田直樹会長）の中小企業対策部はこのほど、税理士会相互の情報共有や税理士の中小企業支援に対する意識向上を目的として、事例集「税理士会が取り組む中小企業支援」を作成した。

税理士が行う中小企業支援をその内容・目的に応じ、①記帳指導や決算書作成、指針の普及等を担う「財務支援」、②事業承継や創業支援、他士業連携等による「経営支援」、③金融機関等との連携や保証料率引下げを図る「金融支援」、④関連税制の周知や要望取りまとめを行う「税制支援」の4区分に整理。各区分の解説とともに、マッチングサイト「担い手探しナビ」の運用や信用保証協会との連携制度など、全国の具体的な取組事例や集計実績を紹介している。

同事例集は日税連ホームページの会員専用ページに掲載されている。

事業目的
●製パン・製菓材料卸
●一般食料品の販売
●食品関連商品及び機器の輸出入
HSK
ホクト商事株式会社
本　社　〒450-0003　名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号　TEL.052-582-7251(代)　FAX.052-581-2777
中部事業部　〒455-0032　名古屋市港区入船1丁目3番15号　TEL.052-659-6256(代)　FAX.052-659-6255
関西事業部　〒563-0035　大阪府池田市豊島南一丁目15番19号　TEL.072-760-2411(代)　FAX.072-760-2417
関東事業部　〒177-0041　東京都練馬区石神井町八丁目53番28号　TEL.03-5372-6061(代)　FAX.03-5372-6071
北陸事業部　〒925-0125　石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地　TEL.0767-32-6010(代)　FAX.0767-32-6011
九州事業部　〒818-0101　福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号　TEL.092-921-0045(代)　FAX.092-921-0031

北国津軽の手作り蔵
豊盃
Houhai
日本酒
●お酒は二〇歳になってから、おいしく適量を。
●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。
三浦酒造株式会社
青森県弘前市大字石渡五丁目一番地の一
〇一七二(32)一五七七

キャッシュレス納付の利用を推進

国税庁の幹部に聞く

徴収部長
山下　和博

やました・かずひろ　平成3年国税庁入庁、22年東京国税局査察部次長、23年福岡国税局調査査察部長、24年福岡国税局課税第二部長、27年国税庁課税部課税総括課課税企画官、29年東京国税局徴収部長、30年東京国税局課税第一部長、令和元年国税庁長官官房参事官、6年国税庁長官官房企画課長、7年札幌国税局長、8年7月から現職。



――今事務年度の管理運営事務における取組についてお聞かせください。

現在、国税庁では、経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、引き続き納税者の皆様からの理解と信頼を得ていくために、あるべき「税務行政の将来像」の実現に向けて、様々なＤＸやＢＰＲに取り組んでおり、その一環としてキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

キャッシュレス納付の利用は、納税者の方の移動コストの削減や業務の効率化が期待できるほか、金融機関や官公庁などの収納機関においても、現金管理や書面管理のコスト削減につながります。さらに、キャッシュレス納付が波及することにより社会全体のデジタル化が促進されるなど、納税者、収納機関だけではなく、社会全体でメリットがあるため、国税庁では令和8年度末までに国税のキャッシュレス納付割合を54％とすることを目指し、金融機関や税理士、地方公共団体などの関係者と連携しながら、取組を進めています。

取組に当たっては、ｅ－Ｔａｘによる所得税徴収高計算書の作成・提出からキャッシュレス納付までの一連の手続が疑似体験できる「キャッシュレス納付体験コーナー」を活用し、関係者には部内研修等でキャッシュレス納付への理解を深めてもらい、納税者の方にはキャッシュレス納付の利便性を実感していただいています。

また、キャッシュレス納付は、納税者にとって便利な納付手段というだけでなく、滞納の未然防止にもつながります。例えば、ダイレクト納付の「自動ダイレクト」機能を利用すると、別途納付手続を行うことなく、法定納期限に自動で口座振替により納付できますので、納付忘れの防止につながるほか、「予納ダイレクト」機能を利用すると、納期限まで定期的に均等額で分割納付をしたり、収入時期に応じた任意のタイミングで納付することができ、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減できます。

このように、管理運営課では、キャッシュレス納付の利用拡大を通して、社会全体のデジタル化の促進と滞納の未然防止を図っています。

徴収事務にＡＩを活用
生成ＡＩによる滞納事案の要約など

――今事務年度の徴収事務においてお聞かせください。

令和7年度の租税滞納状況については、徴収決定済額が過去最高となったことを一因として、整理済額を上回る新規滞納が発生したこともあり、滞納整理中のものの額が、全税目で9847億円、前年度より133億円（＋1・4％）増加しました。

こうした状況を踏まえ、国税庁では、滞納の未然防止について、先ほどお話しましたキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組に加え、

① チラシ、ホームページやＳＮＳ等の活用、各種説明会等を通じた期限内納付に関する広報・周知、

② 予納ダイレクトの活用等による、計画的な納税資金準備の呼び掛け、

③ 納税コールセンター等による個々の納税者への納期限前後の納付指導、

などの取組に努めているほか、国税庁ホームページに開設している「納税に関する総合案内」にこれらの情報を集約し、納税者の方がスムーズにアクセスできるようにしています。

また、滞納整理に当たっては、

① 納税コールセンターにおいては、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に効果的・効率的な催告を実施し、

② 国税局・税務署では、大口・悪質事案や処理困難事案に対して重点的に厳正・的確な滞納処分等を行うほか、

③ 消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けた確実な処理を行うなど、納税者個々の実情を十分に踏まえつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

上記のほか、徴収事務においては、ＡＩを活用した徴収事務の効率化・高度化に取り組んでいます。滞納者の過去の接触事績、申告書データ、業種等の情報を基に、滞納者ごとに電話、臨場、文書のうち接触できる可能性の高い方法を予測するモデルや、電話催告の際に応答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、予測結果を活用して効率的に滞納整理を進めています。また、生成ＡＩが要約した滞納者別の整理事績を活用することで、優先的に着手する事案の選定や担当者変更時における引継事務等の効率化に取り組んでいます。

――大口・悪質な滞納事案への対応についてお聞かせください。

大口・悪質事案に対しては、捜索や差押え、公売等の滞納処分を的確に実施し、特に、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする事案については、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、厳正に対処してまいります。

国際的な徴収回避に対しては、今後も国外送金等調書やＣＲＳ（共通報告基準）情報などにより国外財産を把握するとともに、確実に租税条約等に基づく徴収共助を要請するなど、引き続き国際的な滞納事案に対する徴収に積極的に取り組んでまいります。

そのほか、処理の困難性が想定される事案については、広域運営による支援、適時のプロジェクトチーム編成などで組織的に対応するとともに、訴訟による解決が必要な事案については、詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟等を提起するなど、法的手段を積極的に活用して、期限内に納付した納税者との公平の確保に努めてまいります。

躍進する井原グループ
綜合建設業
井原工業株式会社
代表取締役　井原　伸
三星道路株式会社
代表取締役　井原　司
本　社　〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4－2－18
電話（0896）24－4435(代)

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ
カミ商事株式会社
代表取締役社長　井川博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二二三－五四〇〇
愛媛製紙株式会社
代表取締役社長　井川和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二四－三三三〇
日本興運株式会社
代表取締役社長　井川正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四－二五五〇

続 傍流の正論

税相を斬る

■弁護士・税理士　品川　芳宣

112

後発事由①

所得税や法人税においては、私人間の取引（契約）から生じた経済的利得を基にして所得金額が計算されるのがほとんどである。この場合、当該取引（契約）が当初予測していたよりも税負担が重くなることが発覚したときにおいて、当該取引（契約）を解約しても課税上認められるか否かが問題となる。

この点に関し、国税通則法15条2項は、申告所得税については「暦年の終了の時」、法人税については「事業年度終了の時」にそれぞれ納税義務が成立すると定めているので、当該取引（契約）をした年（年度）中であれば解約が可能であると考えられる。そして、申告所得税については、申告期限の翌年3月15日までに申告をして税額を確定させ、法人税については、申告期限の事業年度終了後2月以内に申告をして税額を確定させることになる。

ところが、このような後発事由に基づく課税修正については、学説、判例とももう少し弾力的に考えている。すなわち、学説では、次のように解している（金子宏「租税法　第24版」同旨東京高裁昭和61年7月3日判決等参照）。

「錯誤無効の問題とは別に、当初予定していたよりも重い納税義務が生じることに気付き、相手方の同意のもとにこれを取り消し（単独行為の場合）または解除した（契約の場合）場合に、納税義務者は、租税行政庁に対して、どの範囲でその効果を主張し得るかが問題となるが、私的自治の尊重、納税者間の公平の確保、および租税法律関係の安定の維持の三つの要素の合理的調整の必要性に鑑みると、法定申告期限が経過するまでの間になした取消、解除に限り、その効果を主張し得ると解すべきであろう。」

かくして、個人であれ法人であれ、納税義務成立の翌年（事業年度）終了後であっても、それぞれの法定申告期限までは前年（前事業年度）に行った経済取引（契約）の是非を検討し、課税上問題があれば、それぞれ解除（解約）することが可能になる。

ところが、確定申告書を提出し、法定申告期限が経過した後であっても、場合によっては過去の取引（契約）を解除し、課税関係を修正する道も開かれている。すなわち、東京地裁平成21年2月27日判決では、相続税の事案につき、相続人らが当初の遺産分割（第一次遺産分割）に基づき法定申告期限内に申告した後、第一次遺産分割では相続人の中で取得した株式について配当還元方式の適用上不利になることが判明し、それを是正するために遺産分割をやり直し（第二次遺産分割）、当該相続人が期限内（当時法定申告期限から1年）に更正の請求をしたところ、前掲判決は、次のように判示して、当該更正の請求を認め得るとした。

「①申告者が、更正請求期間内に、かつ、課税庁の調査時の指摘、修正申告の勧奨、更正処分等を受ける前に、自ら誤信に気付いて、更正の請求をし、②更正請求期間内に、新たな遺産分割の合意による分割内容の変更をして、当初の遺産分割の経済的成果を完全に消失させており、かつ、③その分割内容の変更がやむを得ない事情により誤信の内容を是正する一回的なものであると認められる場合」

この東京地裁判決については、国側も控訴せず確定したため、後発事由に基づく課税関係の税制についての先例として注目されている。

このような先例については、例えば、相続時精算課税を適用する場合に、当該課税の適用については期限内申告書に所定の事項を記載している場合に限り適用される（相続税法21の12②）ところ、当該期限内申告書の提出を失念した場合にも適用し得る。すなわち、前述の場合には、前年の贈与については、通常の贈与税の負担を余儀なくされるが、当該贈与契約を解約すればその負担を免れることができる（相続時精算課税の適用については、改めて贈与を行えば足りる）。

このように、納税義務の成立後（あるいは税額の確定後）の後発事由については、課税上は、当該事実関係の実態に応じて弾力的に行われることになる。それが、財産の評価についても、通じるかについては、次に述べることとする。

所得税基本講座

必要経費を考える

第2章　29

■税理士　日高　大開

「昭和56年最高裁判決」における解釈

「事業」判定に数多くの裁判例等で引用

「事業」の解釈

所得税法は、事業所得については包括的な定義を置きながらも（所法27、所令63）、その基因となる「事業」については何ら規定していません。そのため、いかなる行為をもって「事業」と観念するのかは、原則として文理解釈によることになります（第６回参照）。前回までのとおり、所得税法では、「事業」のほか「業務」という用語も用いられており、両者が使い分けられていること、また、「事業」が「業務」に比べて税制面で優遇された取扱いになっていることからすると、「事業」を世間一般に理解されている意味で単純に読むというのは適切ではありません。この点に関し、メルクマールとなるのが、最高裁昭和56年４月24日第二小法廷判決（以下、当講座では「昭和56年最高裁判決」といいます。）です。

昭和56年最高裁判決は、減額更正処分の訴えの利益に関する判例として確立されたものですが、その争いの内容は、弁護士の顧問料が事業所得に当たるのかそれとも給与所得に当たるのかというものでした。その判決要旨は、以下のとおり（囲み部分）であり、弁護士の顧問料は事業所得に該当すると判断しました。

> 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいう

ここでの「業務」は、事業所得でいうところの業務を指しますから、それは所得税法上の「事業」ということになります。また、その争点たる「事業」は、人的役務提供事業を念頭に置いたものですが、同事業以外の「事業」の判定においても、既に数多くの裁判例で引用されています。近年では、名古屋高裁令和５年11月24日判決（医師の副業）や国税不服審判所令和４年12月14日裁決（太陽光発電業）などで引用されており、もはや「事業」を判定する際の規範（法令解釈）といって差し支えないでしょう。

ところで、「自己の計算と危険において」をはじめ、「反復継続して遂行する意思」であるとか、その意思と「社会的地位とが客観的に認められる」という行は、何度読み直してみても、他のケースに対してどのように当てはめたらよいのか苦慮するところです。その点、昭和56年最高裁判決を引用した裁判例等（東京高判平21．１．29ほか）では、より具体的に、①営利性及び有償性の有無、②反復継続性の有無、③自己の危険と計算においてする企画遂行性の有無、④その者が費やした精神的及び肉体的労力の有無及び程度、⑤人的及び物的設備の有無、⑥その者の職業、経験及び社会的地位等を総合的に考慮し、所得税法等の趣旨及び目的に照らし、社会通念によって判断すべきであると解するのが相当であるとし、その判定の仕方が明確に示されています。

Password of AWES Clean
（空気）Air
（水）Water
（熱）Energy
（土）Soil
イクイップメントのサポート商社
株式会社 昭栄
SHO-A
●本　社　〒541-0059 大阪市中央区博労町２丁目３番１号 TEL 06-6262-1241㈹ FAX 06-6262-5947
●本店営業部　〒577-0815 東大阪市金物町６番10号 TEL 06-6725-9311㈹ FAX 06-6725-9333
●支　店　東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所　北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢・姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA
各種切断砥石
N.P.S
日本プラスチック製砥株式会社
代表取締役社長　福田　祥司
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111㈹

おかげさまで創業360周年
京都・老舗の総合流通サービス企業
さとうグループ
ネット予約サービス
「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。
※季節品承りを実施していない期間もございます。
スマートフォンはこちら → カメラで右の二次元コードを読み取ってください。
パソコンはこちら　さとうネット予約　検索
さとうグループ　本部/京都府福知山市東野町1番地　☎0773(27)0100㈹　https://www.sato-kyoto.com/

裁決事例集 306

■編集部編

裁決のポイント

少ない売上金額を伝え集計表を作成させたことは、過少申告行為等とは別の、税額等の計算の基礎となる「事実の隠蔽等に該当」とした事例。

内縁の妻に少ない売上金額伝え、確定申告書等を作成させた行為は隠蔽または仮装に該当

原処分庁が、ロードサービス業を営む請求人が売上金額を過少に申告していたことにつき隠蔽または仮装の事実および偽りその他不正の行為があるとして、所得税等および消費税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、隠蔽または仮装の事実および偽りその他不正の行為はないとして、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした（令和８年３月４日付、公表裁決）。

事案の概要

請求人は、ロードサービス業（本件事業）を営む個人事業者である。

請求人の本件事業に係る売上金は、ロードサービスの依頼者である保険会社等から信用金庫の請求人名義の普通預金口座（本件事業用口座）へ全て振り込まれており、現金による決済はない。

請求人は、本件各年分の所得税等の各確定申告書（本件各確定申告書）および本件各年分の各所得税青色申告決算書（本件各決算書）の作成並びに原処分庁への提出を、本件内妻に依頼していた。

本件内妻は、本件各確定申告書および本件各決算書の作成に先立ち、本件各年分の本件事業に係る売上金額および必要経費の金額を勘定科目ごとに記載した一覧表（本件各一覧表）をパソコンで作成していた。

争点は、請求人に、通則法第68条第１項または第２項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があるか否か。また、通則法第70条第５項第１号に規定する「偽りその他不正の行為」に該当する事実があるか否か。

請求人の主張

請求人が本件事業に係る売上金額を過少に申告したことは、請求人が集計した各月の売上金額の数字が誤っていたのか、あるいは、本件内妻の集計が誤っていたのかは分からないが、これらに基づく単なる過誤やミスであり、隠蔽または仮装に該当する行為はない。請求人の行為は、通則法第68条第１項または第２項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当しないことから、通則法第70条第５項第１号に規定する「偽りその他不正の行為」がない。

審判所の判断

請求人は、本件事業用口座に係る通帳等の管理や別口座への資金移動等を自ら行っており、本件内妻は、本件事業用口座の通帳等を確認したことがなかった。請求人は、本件内妻が、毎年年明けから本件各年分の所得税等の確定申告が始まる前までの期間に、本件各一覧表を作成していたことを認識していた。

請求人は、本件事業用口座を自ら管理していたところ、本件事業用口座には、本件事業に係る売上金の全てが振り込まれていた。また、本件事業に係る売上金の各月における振込回数は、少ない月で１回、多い月で６回であり、平均しても約２・８回である。そうすると、請求人は、本件事業用口座の通帳を確認することにより、本件各年分における本件事業に係る売上金額を容易に把握できたものと認められる。加えて、個人事業者である請求人が、自らの事業に係る売上金額を確認しないことは通常あり得ず、これを否定すべき事情もないことからすれば、請求人は、本件各年分の真実の売上金額を認識していたものと認められる。

請求人は、本件各年分の真実の売上金額を認識していたにもかかわらず、本件各一覧表の各月の「売上」欄の各金額は、本件各年分に対応する72か月のいずれの月においても、当審判所において請求人集計方法に基づき集計した各月の売上金額を下回っており、また、請求人が本件各年分において申告した本件事業に係る売上金額は、審判所認定額の合計の各金額の４割から６割程度の金額であった。

そうすると、請求人は、本件内妻に本件各年分の本件事業に係る売上金額が過少となるよう各月の売上金額を伝えたことにより、当該売上金額が反映された本件各一覧表並びに本件各一覧表に基づく本件各確定申告書および本件各決算書を本件内妻に作成させたものと認められ、このように請求人が本件内妻に本件各一覧表等を作成させたことは、過少申告行為または無申告行為そのものとは別の、課税標準等または税額等の計算の基礎となるべき事実の隠蔽または仮装に当たるというべきである。以上からすれば、通則法第68条第１項または第２項に規定する重加算税の賦課要件を充足する。

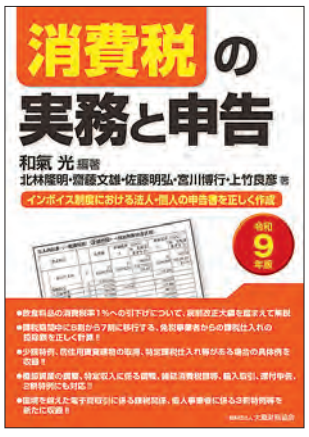
本件では、請求人の行為について、通則法第68条第１項または第２項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実が認められるが、同行為は、税の賦課徴収を不能または著しく困難にするような偽計その他の工作を伴う不正な行為にも該当するということができるから、請求人に通則法第70条第５項第１号に規定する「偽りその他不正の行為」に該当する事実があったというべきである。

これに対し、請求人は、通則法第70条第５項第１号に規定する「偽りその他不正の行為」がないにもかかわらず、所得税等の調査および本件所得税等各更正処分が行われたことは違法または不当である旨主張するが、請求人に「偽りその他不正の行為」があったと認められることは、上記のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

注目の一冊

消費税の実務と申告（令和９年版）

和氣 光 編著　北林 隆明／齋藤 文雄／佐藤 明弘／宮川 博行／上竹 良彦 著



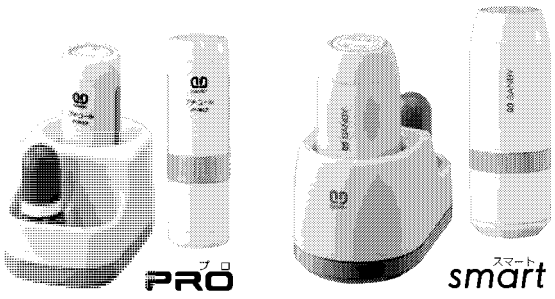
飲食料品消費税率の１％への引下げについては、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月15日閣議決定）を踏まえて国税庁より公表された資料をベースに、実務に精通した著者の補足も踏まえ、経過的取り扱いや各種特例を含めて巻頭で解説。

インボイス制度に関する経過措置について、課税期間の途中で控除割合が変わる免税事業者からの課税仕入れに係る税額計算にも対応。

令和８年度改正について、個人事業者に限って移行する３割特例、国境を越えた電子商取引、暗号資産に関する課税関係の見直し、不動産取引の仲介等に関する見直しなどを収録。様式については、国税情報システムの更改に伴い、ＡＩ－ＯＣＲ化に対応した申告書、届出書により解説。

「複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付」「売手が負担する振込手数料相当額」「適格請求書を再交付する場合」など、多数の事例も掲載。

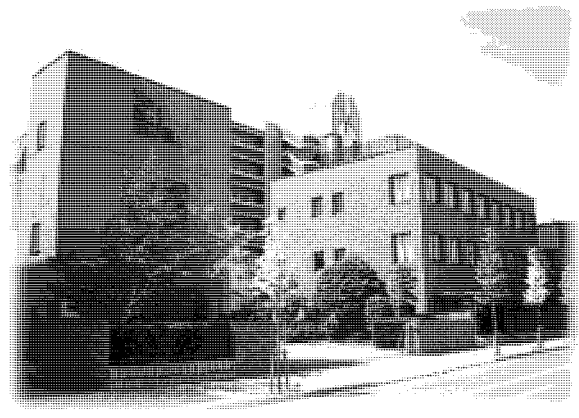
Ｂ５判、896ページ。定価4620円（税込み）。お申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03－3829－4141、FAX03－3829－4001）。

プチ・コール PRO・smart
GPN エコ商品ねっと 掲載商品
再生プラスチック使用
スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!


プチコール PRO15
検 '32.12.28 山本
プチコール smart24
電子申告済 '32.12.28 東京税理士事務所
SANBY こころをひと押し サンビー・株式会社
〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻町13番10号
ホームページアドレス https://www.sanby.co.jp/



生薬の巡り湯
生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。
薬湯
気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとときを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。
医薬部外品
ONLINE SHOP はこちら
Instagram はこちら
自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。
松田医薬品株式会社
〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
Yoshimura Construction co.,ltd
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

国税局エリア別

ふるさと納税の寄附額の多い自治体を探る

■ 編集部編　5

令和７年度のふるさと納税受入額が、全国の自治体の中で16位にランクインした福井県敦賀市。年間の寄附額は約83億円と北陸３県ではトップの寄附額を誇り、福井県全体の寄附受入額の約４割を占める。

福井県のほぼ中央に位置している敦賀市は、北部に敦賀湾口を開いて日本海と面しており、他の三方は山岳が連なって、敦賀湾と平野部とを囲んでいる。人口は約６万1000人。

古くから天然の良港として知られている同市は、大陸文化の玄関口として栄えている港町で、現在も港には外国のコンテナ船や高速フェリーが就航しており、敦賀経由で人や物が運ばれている。また、原子力発電所といった発電施設も立地しており、エネルギーを供給する都市としての顔も持ち合わせている。

伝統的な産業にかまぼこやおぼろ昆布といった、海産物を使用した食品加工業が盛んで、特におぼろ昆布のシェアは全国の約85％も占めている。多額の寄附を

海産物の加工や品質管理を一貫して実施

金沢国税局管内　福井県敦賀市

集める最大の原動力となっているのが、日本海の恵みを存分に活かした質の高い海産品。特にポータルサイトのランキングで常に上位を占めているのが「カット生ずわい蟹」と「高級ブラックタイガー（大型むきえび）」。むきえびは背ワタが丁寧に処理されており、抜群のプリプリ食感と使い勝手の良さからリピーターが続出しているという。これらの加工や品質管理は敦賀市内の水産加工場で一貫して行われており、「獲れたての美味しさを極限までキープして届ける」ことに徹底してこだわっている。

集まった寄附金は北陸新幹線の延伸開業を迎えた街のインフラ整備や観光振興、地域経済の活性化等に活用されている。新幹線駅周辺の整備や、明治期の風情を残す「敦賀赤レンガ倉庫」周辺の観光開発など、訪れる人々を温かく迎え入れる街全体の空間づくりに活用されているほか、地元水産業のブランディングや「敦賀真鯛」といった地場産品の開発支援にも役立てられている。

さらに、持続可能な街の未来を見据えた「子育て・教育環境の充実」への投資も手厚い。公立保育園のＩＣＴ化や子どもの医療費助成、老朽化した小中学校の校舎改修など、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりが着実に進められている。

税務調査と真実　28

■井東 圭

■事実と真実(8) 最終回

話し終えた川上に向かい岸が、

「それって、当時の川上調査官に、統括が、真実とは何か、組織で行う調査とは何なのかを教えるために、無駄骨を負わせたってことですか？　だとしたら、いじめじゃないですか？」

「いじめ？」川上は微笑み岸を見た。

「だってそうでしょ。酒を飲んで話したことを、統括は日中、川上さんに話せば終わったことじゃないですか。

なのに統括は調査官を、寝言を言わせるまで追い込んでいる。川上サブだからよかったようなものの、下手したらメンタル壊れちゃいますよ」

「たしかに、そういう見方もあるだろうな」杉江が続けた。「時代のせいにしてはいけないかも知れないが、私たちが育った頃は、獅子の子を谷底に落として育てることが、教育や指導の１つと考えられたところもある。だが今は、それが許される時代ではない」

「ええ、獅子の子が谷底まで転げ落ちて、死んじゃいますからね」

岸の言葉に皆が笑った。

笑いが引くと川上が、

「Ｔ統括は、その後、都内の大きな税務署に異動された。反面調査で近くまで行く機会があり、訪ねてみたら、統括が私に愚痴ってね。

部下に調査経験の浅い職員がいて、夕方署に戻ってきて復命を受けた時のこと。売上を見たかと問えば、はい、見ました。問題ありませんでした。

売上原価は？　はい、問題ありませんでした。接待交際費は？　はい、それも問題ありませんでした――と。

思わず、『ふざけるな！』と怒鳴ってしまったと。

だってそうだろ。私もかつては調査官だった。この売上高の規模の会社であれば、売上を確認するのに、どの程度の時間や日数を要するかは想像がつく。売上原価や交際費も然りだ。

到底、１日でやれる量じゃない。

となれば、端から調査担当者に、やる気がないということだ。

上司たる私は、復命を聞く立場だが、経験の浅い調査官だから、私が必要と考えれば、無論、同行するのも惜しまない。だが、ひとたび調査に出れば、調査官を信じるほかないんだ。そこには、互いの信頼関係があるといっても良い。調査官の仕事に対する誠実さを信じる以外にないんだ。

そもそもそれがなければ、成り立たないのが我々の仕事だと思わないか？

納税者に対して、時には厳しいことも言い、抵抗されても、真実を追及する気持ちがこちらにあってこそ、調査は成立するんだ。

これを見たか？　見ました。問題ありません――すべてがそれで終わるのなら、これほど楽な仕事はないだろう。納税者にとっては、こんなありがたい調査官もいないだろうさ。

だが、それで本当にいいと思うか？

私はそうは、思わない。

それじゃあ、税務行政が成り立たんからさ。

恐れられてな・ん・ぼ・だと思わないか？

悪いことをしていれば、やっぱり調査官に見つけられてしまう。税務調査では、しっかりと見られ、どんなことをしても見破られてしまう――。

そんな気持ちが納税者に働くからこそ、ごまかさず、まじめに申告しなければな、となるんだろう。

なのに、当の調査官が、調査そのものに対して不誠実であったり、どこかで手を抜くようなことがあれば、土台、牽制効果など働くはずもない。

そしてまたそれは、国税組織への冒涜に他ならない、と――」

「冒涜はさておき、今でいう、まさに納税道義の保持ってことですね」と正木は言うと、「Ｔ統括官は、調査官たる川上さんに、かつての調査事案を通じて、調査そのものに対する姿勢のようなことを伝えたかったんでしょうね。

ところで、Ｔさんはお元気で？」

「去年、お亡くなりになられたよ」

川上の言葉に杉江が、

「野武士のような人だったな。

あんなに調査に対して厳しく、誠実で、真っすぐな人もいなかった。

それも、時代だったのだろうか……」

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和６事務年度におけるたばこ税等の調査対象場数**になります。

答え＝ A 0 B 場

ナンプレの予想難易度：７

5	7			8	3		4	
	2	6					8	
	8	3	6					7
	6			1			A	
		B		2				
				3			2	
3					4	7	1	
	5					2	6	
	4		1	5			9	8

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞11月8日（日）

前回の答え 1兆755億円

豊かな経験、確かな技術。
DAIICHI
大一電気工業株式会社
取締役社長　長瀬　裕亮
本社／〒760-0067
高松市松福町２丁目4-6
TEL087-851-1178（代）
FAX087-851-3621
支店／愛媛　営業所／徳島・北島
建設所／綾川

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ
税務の申告と相談は
税理士法人 上坂会計
公認会計士 税理士　上坂　朋宏
税理士　片川　長州
税理士 行政書士　倉田　一寿
今立事務所　〒915-0256 福井県越前市赤坂町４号１番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所　〒918-8025 福井県福井市江守中２丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所　〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

国・地方税のデジタル化説明会開く

洲本署が淡路納税協会と共催で

兵庫・洲本税務署（檜垣政敏署長）は公益社団法人淡路納税協会（三津久直会長）との共催で、このほど3日間にわたり「国税も！地方税も！デジタル化説明会」を開催し、125人の参加があった＝写真。



説明会では、事務負担軽減が大きく期待できる①年末調整手続の電子化、②源泉徴収票のみなし提出の特例・eLTAXによる給与支払報告書の提出及び③国税も！地方税も！キャッシュレス納付の3点を説明した。

説明会後のアンケートでは、年末調整手続の電子化について、3割弱の事業者が既に導入・導入予定と回答、法定調書と給与支払報告書については、いずれも半分強の事業者が書面提出、うち約6割はe-Tax・eLTAXを導入したいと回答、キャッシュレス納付については、国税のダイレクト納付利用者のうち地方税は窓口納付の事業者が4割を占めたものの、その全てからeLTAXを導入したい、また、国税がダイレクト納付を導入したいと回答があり、今後デジタル化が一層期待される。

税務行政の現状を 岩元大阪局長が講演

納税協会連と近畿納貯総連

公益財団法人納税協会連合会（本荘武宏会長）と近畿納税貯蓄組合総連合会（佐々木宏会長）はこのほど、大阪新阪急ホテルで、令和8年度「局長講演会」を実施した。

岩元達弘大阪国税局長は「税務行政の現状と今後の展望について」と題し、まず自己紹介として防衛省などでの勤務経験を紹介した。続いて、我が国の財政事情、国税庁の組織体制、税務行政を取り巻く環境の変化に触れ、それらを踏まえた将来像について説明。さらに、現在同局が重点的に取り組んでいる「e-Tax」の利用拡大やキャッシュレス納付の推進についても言及した。最後に、酒類業界の現状や飲食料品にかかる消費税率引き下げについて、自身の業務経験や豊富な資料をもとに分かりやすく解説した＝写真。



参加者は税務行政などへの理解を深め、今後の事業活動を展開する上で大変参考になった様子だった。

札幌局等と連携し 租税教室を開く

帯広間税会女性部会

北海道・帯広間税会女性部会（田中より子部会長）はこのほど、札幌国税局消費税課、帯広税務署（福永明弘署長）、帯広信用金庫と連携して、帯広ひまわり幼稚園の園児に対して「お金と税のお勉強」と題して租税教室を開催した＝写真。



就学前の子どもを対象に、お金と税金の仕組みや大切さを伝えることを目的として開催したもの。広島県間税会連合会女性部（田中岳子部長）の取組みを参考に作り上げた紙芝居「くまおくんとみるくちゃんのしごととぜいきん」と演劇を組み合わせたオリジナルのシナリオを披露した。

「イータ君」、帯広信用金庫のキャラクター「とかりん」も登場し、園児の笑顔あふれる租税教室となった。

創立50周年記念式典を開催

中国税協

中国税理士協同組合（篠原敦子理事長）は10月2日、広島市中区のリーガロイヤルホテル広島で「創立50周年記念式典・祝賀会」を開催した。

当日は、日本税理士協同組合連合会の鈴木朋宏理事長をはじめ、全国の税理士協同組合の理事長や提携企業、保険会社の役員らが出席した。



式典では、篠原理事長があいさつに立ち、「これから先の50年に向けて今の私たちが次の世代へしっかりと引き継いでいかなくてはならない」などと述べた＝写真。

続いて、これまでの軌跡をまとめた「50周年のあゆみ」が上映され、出席者らは映し出された映像に当時の様子を懐かしんだ。

さらに、歴代理事長へ感謝状の贈呈が行われた。

式典後は、記念祝賀会が盛大に行われ、50周年の節目を祝った。

日本酒党地酒大使を 県内8署長に委嘱

茨城県酒造組合

茨城県の地酒の魅力を広く発信するため、茨城県酒造組合（浦里浩司会長）はこのほど、県内8人の税務署長に茨城日本酒党地酒大使の委嘱状を交付した＝写真。



同大使は県内の地酒や酒蔵の魅力を県内外にPRし、地域振興につなげることを目的に、同組合が令和元年に創設した制度。令和元年度には地元杜氏の育成を目的とした「常陸杜氏」認証制度が創設されるなど、酒造業界のさらなる発展に向けた取組みも進められている。

今回、大使に就任した県内各税務署の署長は茨城県の地酒の魅力や酒文化を積極的に発信し、その認知度向上と消費拡大に取り組んでいく。

訂正 10月26日号8面の一般社団法人世田谷青色申告会の記事で、橋本良子会長とあるのは、長島日出男会長の誤りでした。お詫びして訂正します。

福岡局

酒類鑑評会の評価現場を公開

評価員が一次通過の吟醸酒を審査

福岡国税局は9月25日、福岡市博多区の同局鑑定官室で「令和8年酒類鑑評会」の品質評価の様子を公開した＝写真。



公開されたのは「吟醸酒の部」の最終（二次）評価で、同局鑑定官室のほか、管内の公設試験機関の職員や清酒製造場の技術者など、酒の製造技術に関する知識と品質評価に十分な経験と能力を有する評価員で行われた。

評価員らは一次評価（出品数97点）を通過した60点の吟醸酒について、色や透明感、口に含んだ際の味と香りのバランスなどを確認しながら真剣な表情で審査した。

日下一尊鑑定官室長は「出品者には、品質評価における評点や短評に加え、香り成分の分析値をフィードバックし、品質向上に役立ててもらっている」と話した。

審査結果は「純米酒部門」「本格焼酎部門」とあわせて、11月6日に同局にて発表される。

東法連が協賛講演会を開催

税理士の加藤氏が非上場株式評価の見直しを説明

一般社団法人東京法人会連合会（斎藤保会長）は10月21日、都内で税を考える週間の協賛講演会を開催した。

国税庁で長年、財産評価の実務に携わり、現在は税理士の加藤千博氏が「取引相場のない株式評価の実務と見直しの状況」について講演した＝写真。加藤氏は、財産評価が法律ではなく通達によって行われている理由や、通達とはどのようなものか、さらに、なぜ今その見直しが求められているのかなどについて述べた。



そして、取引相場のない株式の評価の見直しについては、会計検査院の報告の概要、評価通達6項による評価に係る訴訟等に伴う問題意識、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」で示されている見直しの方向性などを説明した。

創業　明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造　機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252－1211(大代表)



江戸時代よりの人形専門店 人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1～3階　TEL. 03(3861)5511
支店：大阪／名古屋／札幌／福岡／柏／草加／相模原／箕面／静岡／小倉／越中島流通センター

創るよろこびを 久月人形学院 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180